

山梨県公報

第二百九十九号

令和四年

七月七日

木曜日

目次

告示

- 使用料の収納事務の委託……………四〇三
○道路の区域変更(二件)……………四〇三
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………四〇四
○随意契約の相手方の決定について……………四〇四
○山梨県市町村職員共済組合の決算の公表……………四〇五
○国土調査の指定……………四〇七
○土地改良区役員の退任及び就任……………四〇七
○公共測量の実施(二件)……………四〇八
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………四〇八

告示

山梨県告示第百五十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

令和四年七月七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 委託の相手方 南都留郡富士河口湖町船津三千六百三十三番一号 フジネット共同事業体
二 委託に係る使用料 山梨県立富士北麓駐車場の駐車料金
三 委託の期間 令和四年六月十四日から同年九月十日まで

山梨県告示第百六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務

所身延支所において、この告示の日から令和四年七月二十八日まで一般の縦覧に供する。

令和四年七月七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
二 路線名 身延線
三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南巨摩郡身延町身延字町方三七四五番地先から 南巨摩郡身延町身延字町方三七四三番一地 先まで	旧	五・九	五・〇
	新	三七・〇	五・〇

山梨県告示第百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和四年七月二十八日まで一般の縦覧に供する。

令和四年七月七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
二 路線名 身延本栖線
三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南巨摩郡身延町身延字町方三七四五番地先から	旧	五・九	五・〇

南巨摩郡身延町身延字町方三七四三番一
地
先まで

新	三七・〇	三七・八	五・〇
---	------	------	-----

山梨県告示第百六十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面
は、山梨県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供
する。

令和四年七月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

急傾斜地崩
壊危険区域
次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号十七号から三十五号までの
標柱を順次結んだ線及び標柱番号三十五号と十七号の標柱を結んだ線
に囲まれた区域

標柱番号	郡	市	町	村	大字	字	地番
十七	南都留郡		鳴沢村			境野道上	一四七七番五
十八	同		同			東白田和	一四五一番一八
十九	同		同				一四五一番一九
二十	同		同				
二十一	同		同				
二十二	同		同				
二十三	同		同				
二十四	同		同				
二十五	同		同				
二十六	同		同				
二十七	同		同				
二十八	同		同				一四五一番四三
二十九	同		同				一四五一番二一
三十	同		同				同
三十一	同		同				一四五一番四二

公 告

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日
ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千
九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携
に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係
るものである。

令和四年七月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る物品等の名称、予定数量及び契約金額

名称	予定数量	契約金額
生活支援物資	三千七百五十個	一万五千三百一十円（一個当たり）
配送用倉庫		三十三万円

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県感染症対策センター新型コロナウイルス対策グループ
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和四年四月二十七日
- 四 随意契約の相手方
 - (一) 名称 株式会社クスリのサンロード
 - (二) 住所 山梨県甲府市後屋町四五二番地
- 五 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 六 随意契約によることとした理由 緊急の必要により競争入札に付することができな

かったため（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第五号に該当）。

● 山梨県市町村職員共済組合の決算の公表

山梨県市町村職員共済組合理事長から、次のとおり通知があった。

令和四年七月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第二十二条第三項の規定により、山梨県市町村職員共済組合の令和三年度の決算を次のとおり公表する。

令和四年六月二十七日

山梨県市町村職員共済組合

理事長 佐 野 和 広

山梨県市町村職員共済組合公告

山梨県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、令和3年度決算の要旨を公告する。

令和4年6月27日
山梨県市町村職員共済組合
理事長 佐野 和広

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	厚生年金 保険	退職等 年金	経過の 長期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形
負担金	2,965,381	8,607,239	451,637	64,322			125,227	113,393				
介護分	366,868											
掛金・組合員保険料	2,990,740	5,486,674	451,633					110,815				
介護分	371,765											
施設収入・商品売上									159,448			
利息及び配当金	33				19,094	0	184	128	1,255	418,452	1	
介護利息	1											
その他収入	478,632						49,694	45,385	7,626	11,041	25,271	52
他経理から繰入金							23,633					
前年度繰越支払準備金	418,002											
計	7,591,422	14,093,913	903,270	64,322	19,094	0	198,738	269,721	168,329	429,493	25,272	52
給付金	3,023,370											
役職員給与							92,493	26,291	2,163	22,850	3,918	
旅費・事務費							6,249	2,621	807	1,353	761	
商品仕入									2,578			
飲食材料費									29,940			
委託費							4,084	2,266	94,398	17	17	
支払利息					19,094	0				396,345	19,094	52
連合会払込金	80,445											
連合会拠出金	301,221											
退職者給付拠出金	43											
前期高齢者納付金	2,195,063											
後期高齢者支援金	1,349,009											
介護納付金	727,944											
他経理へ繰入金	23,633											
その他支出	2,475	14,093,913	903,270	64,322			89,300	218,745	217,203	6,487	3,269	
次年度繰越支払準備金	450,419											
計	8,153,622	14,093,913	903,270	64,322	19,094	0	192,126	249,923	347,089	427,052	27,059	52
差引当期利益金		0	0	0	0	0	6,612	19,798	△ 178,760	2,441	△ 1,787	0
差引当期短期利益金	△ 572,665											
差引当期介護利益金	10,465											
年度末支払準備金	450,419											

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	厚生年金 保険	退職等 年金	経過の 長期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形
資産												
流動資産	1,698,938	143	0	0	18,989	0	318,625	425,937	519,265	3,931,116	31,737	1
固定資産					1,836,000	0	1,307	456	1,266,879	32,621,547	1,939,045	7,159
資産合計	1,698,938	143	0	0	1,854,989	0	319,932	426,393	1,786,144	36,552,663	1,970,782	7,160
負債												
流動負債	378,323	143	0	0			1,712	107,434	18,762	34,356,227	533	
固定負債	450,419				1,854,989	0	77,221	41,401		22,811	1,866,468	7,159
負債合計	828,742	143	0	0	1,854,989	0	78,933	148,835	18,762	34,379,038	1,867,001	7,159
資本												
資本剰余金									1,381,899			
利益剰余金	870,196						240,999	277,558	385,483	2,173,625	103,781	1
欠損金												
資本合計	870,196				0	0	240,999	277,558	1,767,382	2,173,625	103,781	1
負債・資本合計	1,698,938	143	0	0	1,854,989	0	319,932	426,393	1,786,144	36,552,663	1,970,782	7,160

● 国土調査の指定

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、次のとおり国土調査として指定した。

令和四年七月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 国土調査の指定年月日

令和四年六月二十八日

二 調査を行う者の名称

早川町

三 調査地域

早川町奈良田の一部

四 調査期間

令和四年六月二十八日から令和五年三月三十一日まで

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、大石土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和四年七月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事長	五味菊広	南都留郡富士河口湖町大石九十三番地一	令和四年三月三十一日
副理事長	天野良二	南都留郡富士河口湖町大石八百十八番地	同
同	堀内忠徳	南都留郡富士河口湖町大石二百四十六番地	同
理事	堀内忠一	南都留郡富士河口湖町大石二二	同

二 就任

同	鎌倉強正	南都留郡富士河口湖町大石千九十八番地	同
同	堀内英和	南都留郡富士河口湖町大石六十二番地二	同
同	堀内実	南都留郡富士河口湖町大石二百八十番地	同
同	堀内眞一	南都留郡富士河口湖町大石百七十番地	同
同	鎌倉憲克	南都留郡富士河口湖町大石千五百九番地三	同
同	吉田光正	南都留郡富士河口湖町大石千五百四十二番地	同
同	堀内幸治	南都留郡富士河口湖町大石四百六十六番地二	同
同	梶原活	南都留郡富士河口湖町大石二千四百四十三番地	同
監事	野沢明	南都留郡富士河口湖町大石四百三十一番地	同
同	梶原和夫	南都留郡富士河口湖町大石十三番地	同

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事長	梶原和夫	南都留郡富士河口湖町大石十三番地	令和四年四月一日
副理事長	堀内秀道	南都留郡富士河口湖町大石二百九十四番地	同
同	堀内幸治	南都留郡富士河口湖町大石四百六十六番地二	同
理事	堀内真太郎	南都留郡富士河口湖町大石四百九十四番地一	同
同	貴家保	南都留郡富士河口湖町大石八十四番地	同
同	堀内義夫	南都留郡富士河口湖町大石九十六番地	同
同	石原幸和	南都留郡富士河口湖町大石四百二十四番地	同
同	渡辺秀希	南都留郡富士河口湖町大石二千四百三十四番地	同
同	堀内信行	南都留郡富士河口湖町大石六十六番地	同
同	堀内昭一	南都留郡富士河口湖町大石三十四番地	同
監事	外川徹	南都留郡富士河口湖町大石九	同

同	堀内保	百六十八番地 南都留郡富士河口湖町大石二百二十六番地	同
---	-----	-------------------------------	---

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により富士・東部林務環境事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年七月七日

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量） 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 二 測量の地域 山梨県南都留郡鳴沢村地内外
- 三 測量の期間 令和四年六月二十七日から令和五年三月十五日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年七月七日

- 一 測量の種類 公共測量（砂防計画） 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 二 測量の地域 富士山周辺（富士吉田市、南都留郡鳴沢村）
- 三 測量の期間 令和四年七月一日から令和四年十二月二十八日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和四年七月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 都留市田野倉字神出二百五十九番一、二百五十九番三、二百五十九番八、二百五十九番十、二百五十九番十四、二百六十番

一、二百六十番四から二百六十番八まで、二百七十五番、二百七十八番、二百七十九番二、二百七十九番三、二百八十番一、二百八十番十、二百八十一番一、二百九十八番一、二百九十九番一、三百番、三百一番一、三百二番一、三百三番、三百四番一、三百四番二、三百五番一、三百五番二、三百五番六及び三百六番から三百八番まで、同市田野倉字政所四百五十三番一、四百五十四番一、四百五十三番五及び四百五十三番六並びに道及び水の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を都留市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県都留市田野倉三百八番地 株式会社大月木材センター 代表取締役 滝川 英治

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番